

## 就労ビザ申請方法

ハンガリーに就労目的で90日間以上の滞在をする場合は長期ビザが必要となります。日本でハンガリーの長期就労目的のビザを申請出来るのは、日本国籍の方と日本の在留許可を持つ外国籍の方に限ります。

就労ビザの申請受付はご出発予定日の3か月前から2か月前までとなっております。ご出発予定日までが2か月未満の場合はハンガリーで直接滞在許可証の申請を行って下さい。日本国籍以外の方でビザ無しでの渡航が出来ない場合は、必ず2か月前までに申請を行って下さい。また就労ビザの場合は審査に時間がかかることがあります。最長3か月かかることもありますのであらかじめご了承ください。

申請は大使館窓口で手続きを行う必要があります。

申請受付は予約制ですので、事前にウェブ上で予約をお取りいただいた上で申請を行って下さい。

なお毎年5月から8月はビザ申請件数が大変多く、ご希望の日時に予約をお取りすることが出来ない場合もあります。この時期に予約をお取りいただく場合は、ご希望日より出来れば2週間以上前にご予約のご連絡をお願いします。

日本で発給されるビザはハンガリー入国後30日以内に現地の移民局にて滞在許可証に切り替えをする必要があります。したがって、入国後のビザ有効期間は30日間ですのでご注意ください。ビザ面に記載されている有効期間はビザのみの有効期間であり、滞在許可証に切り替えた段階で下りてきた許可期間が最終的に滞在可能な期間となります。

### 提出書類などのご注意

- ❖ 申請用紙署名欄には必ずパスポートと同じ署名をして下さい。申請書以外の提出書類は提出用にコピーを各一部お取りいただき、申請用紙と一緒にセットして提出して下さい。セットする時ホチキス止めはしないで下さい。提出書類の返却はいたしません。また原本がお手元にある場合は原本との照合をいたしますので一応窓口へお持ちください。ただし原本はお返しいたします。
- ❖ 契約書には契約者同士の署名が必要です。署名のないものは認められません。また申請者の署名は必ずパスポートと同じ署名をして下さい。
- ❖ 提出書類に不備、または未提出のものがある場合は受付が出来ませんので必ずすべて揃えて提出して下さい。とくに遠方からお越しになる場合はご注意ください。
- ❖ 審査の段階において、状況によっては他の必要書類が発生し、追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ❖ 提出書類は少なくとも英語のものが必要です。日本語だけの書類には必ず翻訳を併せて提出して下さい。この時の翻訳は御自身によるものでかまいません。
- ❖ パスポートはビザ申請中は大使館でお預かりさせていただきますが、一旦お返しすることは可能です。その場合はビザ発給にはパスポートが必要となりますので、それまでに再度提出をお願いします。

現在の就労ビザ申請方法は以下の2種類があります。

#### ① 日本で就労許可と滞在許可の両方の申請を同時に行う方法

“Single Application Procedure”という方法です。詳細は以下のサイトを御参照下さい

[http://www.bmbah.hu/jomla/index.php?option=com\\_k2&view=item&layout=item&id=512&Itemid=1264&lang=en#](http://www.bmbah.hu/jomla/index.php?option=com_k2&view=item&layout=item&id=512&Itemid=1264&lang=en#)

この場合の所要日数は、申請から取得まで3ヶ月以内とされております。（ただし3ヶ月かかるということではありません）

## ② ビザ無しで渡航し、現地で滞在許可証を申請・取得する方法

この場合は現地移民局にて滞在許可証の申請をすることになります。

### 必要書類

1. 申請用紙  
ダウンロードするか、ハンガリー大使館にメールで請求して下さい  
署名欄には必ずパスポートと同じ署名をして下さい。  
記入方法についてわからないことがある場合は事前にメールでお問い合わせください。
2. パスポート  
必ず原本提出  
残存の有効期限は、御希望の滞在期間+6か月が必要です。それより短い残存のものでも申請受付は可能ですが、滞在許可期間が短くなりますので現地にてパスポートの更新と滞在許可証の更新手続きが必要になります。
3. 写真  
パスポートサイズ（3.5 x 4.5）のものを2枚  
1枚は申請用紙に貼付、もう1枚はそのまま提出して下さい  
カラー、背景無、6か月以内に撮影されたもの
4. 滞在目的を証明する書類（原本またはPDFで）
  - (1) 雇用契約書（契約者同士の署名がされているハンガリー語のもの）
5. 滞在先を証明する書類（以下のいずれかを原本またはPDFで）
  - (1) 会社からの宣誓文（具体的な住居の住所が必要）
  - (2) アパートの賃貸契約書とその物件所有者の登記書類（契約者同士の署名がされているもの）
  - (3) その他当面の宿泊先を証明することのできる書類（ホテルの予約証明など）
6. 滞在中費用負担を証明する書類（1と2両方必要）
  - (1) 給与証明（雇用契約書の内容に給与については含まれていれば雇用契約書でよい）
  - (2) 銀行残高証明書（英文または英文翻訳を添付すること）  
現地で給与が支払われるまでの当面の生活費と一回の帰国往復航空券代ていどの残高でよい
7. ハンガリー滞在中の保険加入証明書
  - (1) 会社からの宣誓文
  - (2) 海外旅行保険証保険の期間が短いと滞在許可期間も短くなります。海外旅行保険に加入する場合は保険はどこの会社のものでもかまいませんが、保険期間は必ず滞在期間と同じにしてください。数年間の滞在になる場合は少なくとも1年間のものが必要です。
8. 最終学歴の卒業証明書とその公式ハンガリー語訳  
公式ハンガリー語訳は大使館でもお引き受けいたしますが、その場合事前にご依頼が必要です。  
メールでご確認下さい。

9. 返送用レターパックプラス封筒（宛先住所を記入したもの）

受領を郵送ご希望の場合は必ずご用意下さい。窓口に取り取りにお越しいただく場合は不要です。

10. 在留カードとその写し

日本に在留カードを持ち滞在している外国籍の方の場合は在留カードが必要です。